

そうじゃ 絆通信！

平成30年8月17日

No.20

災害対策本部

0866-92-8570

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

被災家屋等の解体・撤去支援について

目的

市内の被災家屋等について、その所有者の申請により災害廃棄物として除去することで、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

対象となる解体・撤去

対象となる解体・撤去は以下のとおりです。
なお、被災家屋等の一部解体やリフォームは対象外です。

【公費解体】

り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、直接市が行うものです。
準備が整い次第、別途、申請受付等についてお知らせします。

【自費解体】

り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体・撤去費用を個人で負担した場合に、その費用を償還するものです。ただし、市が定めた基準に基づき金額を算定するため、かかった費用の全額を償還できない場合があります。
準備が整い次第、別途、申請受付等についてお知らせします。

※自費解体を行った場合は、次の関係書類等を保管しておいて下さい。

- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ・解体工事に係るマニフェスト

(産業廃棄物処理施設に産業廃棄物を持ち込んだ場合)

お問い合わせ窓口

総社市災害対策本部（家屋解体チーム）

- ・総社市役所 1階ロビー 0866-92-8587 (9:00～17:00)
- ・災害対策本部 下原出張所 080-2300-3770 (8:00～18:00)
- ・災害対策本部 昭和出張所 080-5060-9805 (8:00～18:00)

ゆめ風基金による豪雨被災障がい者へのお見舞金について

概要	豪雨被害を受けた障がい者の方に、特定非営利活動法人ゆめ風基金からお見舞金が支給されます。
対象者	以下の2点を満たす方 1. 自宅が豪雨被害（床下浸水以上）にあった障がい者のいる世帯・個人 2. 障がい者団体または福祉事業所が被災状況を確認できる世帯
お見舞金の額	5万円（1世帯につき）
申込期限	平成30年8月31日（金）
申込先	所属している障がい者団体または利用している障害福祉サービス事業所 ※どちらにも関わりのない方は、 「総社市障がい者基幹相談支援センター」 （総社市中央一丁目1-3 TEL0866-92-8578）
実施主体	特定非営利活動法人ゆめ風基金 （大阪府東淀川区東中島1-13-43-106 TEL06-6324-7702）